

令和 8 年度 後期 技能検定 (国 家 検 定)

受 検 案 内

技能検定は、職業能力開発促進法に基づいて、皆さんが持っている技能や知識を一定の基準によって検定することにより、皆さんの技能と社会的地位がより一層向上することを目的として、実施する**国家検定**です。

技能検定は、職種ごとに特級、1 級、2 級、3 級および単一等級に区分して、**実技試験** および **学科試験** によって行います。

技能検定合格者には、**厚生労働大臣名**(特級、1 級、単一等級) または **福井県知事名**(2 級、3 級) の合格証書が交付され、職業能力開発促進法に基づいて**技能士**と称することができます。

【お知らせ】

- 当協会窓口で受検申請受付を行います。
併せて、郵送での受付を行います。が、郵便事情を考慮してください。
(受付期間最終日の消印があるものまで受付します。)
- 令和 8 年度前期までの受検申請書(旧様式)は使用できません。
- 複数の受検申請書を取りまとめて送付される方は、送付文等に取りまとめ担当者の連絡先を記載してください。

実 施 日 程

受検申請受付期間		令和 8 年 10 月 5 日(月) から 10 月 16 日(金) まで
実 技 試 験	問 題 公 表	令和 8 年 11 月 27 日(金)
	実 施 日	令和 8 年 12 月 4 日(金) から 令和 9 年 2 月 14 日(日) まで
学 科 試 験		令和 9 年 1 月 24 日(日) 令和 9 年 1 月 31 日(日) " 2 月 7 日(日)
合 格 発 表		令和 9 年 3 月 12 日(金)

福 井 県
福井県職業能力開発協会

1 令和8年度 後期 技能検定概要

※実施職種、受検資格等は4ページ目から

項 目		内 容
受 検 申 請 書 類 等	受検申請日時	令和8年10月5日(月)から10月16日(金) ※土、日、祝日を除く。 郵送の場合、受付期間最終日の消印があるものまで受付します。 ※「さく井」および「カーテンウォール施工」職種は最終日必着です。
	受検申請場所	福井県職業能力開発協会 福井市松本 3-16-10 (福井県職員会館ビル4F) TEL : 0776-27-6360
	本人確認書類 (写し)	技能検定を受けようとする全ての申請者は、本人確認書類として、以下のいずれかの書類の写しを必ず添付してください。 ① 運転免許証、個人番号カード (マイナンバーカード。個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。) その他の日本の官公庁が発行した身分証明書 (氏名および生年月日が確認できるものに限る。) ② 特別永住者証明書、在留カード ③ 健康保険資格確認書 ④ 生徒手帳、学生証 (氏名および生年月日が確認できるものに限る。) ⑤ 外国政府が発行した旅券 (写真欄および日本国査証欄)
	提出書類等	・記入上の注意(申請書裏面)をよく読み、正確に記入してください(受検申請者本人が記入すること。) ・実技試験または学科試験の免除を受けようとするときは、「試験の免除」の欄に所定の事項を記入するとともに、その資格を証する書面(写しでも差し支えない。)を添付してください。 ・「試験の免除」の欄に記入が無い場合、またはその資格を証する書面の添付がない場合は、後日、免除資格があることが判明しても免除は受けられません。 ・実技試験および学科試験の両方の免除申請をする場合は、前期、後期の受付期間に限り、実施公示されていない職種・作業であっても申請できます(手数料、写真はいりません。) ・特級を受検申請する場合は、1級技能検定合格証書の写しを添付してください。 ・申請書の提出後に住所等に変更があった場合は、速やかに連絡してください。 ・「さく井」および「カーテンウォール施工」職種の実技試験は、県外で受検していただく予定ですので、あらかじめご了承ください。 また、受検申請者が少ない(2名以内)または、県内での実技試験実施が困難な場合には、他府県で受検していただくことがあります(他府県で実施しない場合は試験実施を取り止めることがあります。) ※取り止めた場合は、受検手数料を還付します。
	写 真	・タテ5cm×ヨコ4cmの大きさで、正面脱帽半身像の写真2枚を所定のところに貼ってください。 ・実技試験または学科試験の免除を受けようとする方は、写真1枚をどちらかに貼ってください。
	受検手数料	・3級の実技試験を受検する23歳未満(令和8年4月1日時点)の方は受検手数料が減免されます。 ※詳しくは「2 受検手数料」をご確認ください。 ・手数料は、受検申請書の窓口での提出または郵送と同時に納入してください。 ・口座振込の場合は、下記の口座に振り込んでください(振込手数料は負担願います。) 【振込先】 口座名義：福井県職業能力開発協会 振込口座：福井銀行 県庁支店 普通預金 口座番号 0001064 ・受検申請書を受理した後は、天災により試験を実施しない場合等やむを得ない理由を除き、納付された受検手数料の還付は行いません。
実 技 試 験	問題公表	令和8年11月27日(金) 全国一斉に公表されます。 受検者には実技試験問題を送付します(全国统一実施の職種は概要のみ送付)。
	試験日時および会場	令和8年12月4日(金)～令和9年2月14日(日)の実施期間のうち、技能検定受検票で通知する日時および会場
	試験内容	・実技試験には、製作等作業試験、判断等試験、計画立案等作業試験の3種類があり、職種によっては2種類の試験を実施します。 ・実技試験問題、実技試験問題概要および受検票で内容を確認してください。 ※実技試験として2種類の試験を実施する職種については、2種類とも受検しなければなりません。

項 目		内 容							
学 科 試 験	試 験 日 時 お よ び 会 場	令和 9 年 1 月 24 日（日） 令和 9 年 1 月 31 日（日） 令和 9 年 2 月 7 日（日） のいずれか 1 日。 ・日時および会場は、技能検定受検票で通知します。							
	試 験 方 法	マークシート方式により実施します。 <table border="1"><tr><th>等 級</th><th>形 式</th></tr><tr><td>特 級</td><td>「多肢択一法」</td></tr><tr><td>1・2級、単一等級</td><td>「真偽法」と「多肢択一法」の併用</td></tr><tr><td>3 級</td><td>「真偽法」</td></tr></table>	等 級	形 式	特 級	「多肢択一法」	1・2級、単一等級	「真偽法」と「多肢択一法」の併用	3 級
等 級	形 式								
特 級	「多肢択一法」								
1・2級、単一等級	「真偽法」と「多肢択一法」の併用								
3 級	「真偽法」								
合 格 発 表	発 表 日	令和 9 年 3 月 12 日（金）							
	発 表 方 法	・技能検定合格者の受検番号を、福井県のホームページに掲載します。 ・技能検定合格者には産業労働部労働政策課から、実技試験または学科試験のどちらか一方のみの合格者には当協会から通知します。 <u>※合格発表を確認するために、受検票は大切に保管してください。</u>							
試 験 結 果 の 開 示	開示の内容等	希望者（技能検定受検者本人）からの請求に対し、試験の得点を口頭により開示します。 （個別の問題の正誤については開示できません。）							
	開 示 期 間	合格発表の日から 1 か月間（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで） ※土・日曜日および祝日を除く。							
	開 示 場 所	福井県産業労働部労働政策課（福井県庁 4 階）							
	開示に必要な 書 類	受検票または受検者本人であることを確認できる身分証明書 （運転免許証、パスポート等の顔写真付きの証明書）							

2 受検手数料（非課税）

各職種、作業、等級ごとの **実技試験** および **学科試験** の受検手数料は、次のページ
(2) フローチャートのとおりです。

(1) 受検手数料の減免措置について

次のア～ウに掲げる要件をすべて満たす方が対象となります。

ア 3級の**実技試験**を受検する方

イ 23歳未満の方（受検する年度の4月1日において、23歳に達していない方）

・令和8年度 後期 受検の場合：平成15年4月2日以降に生まれた方

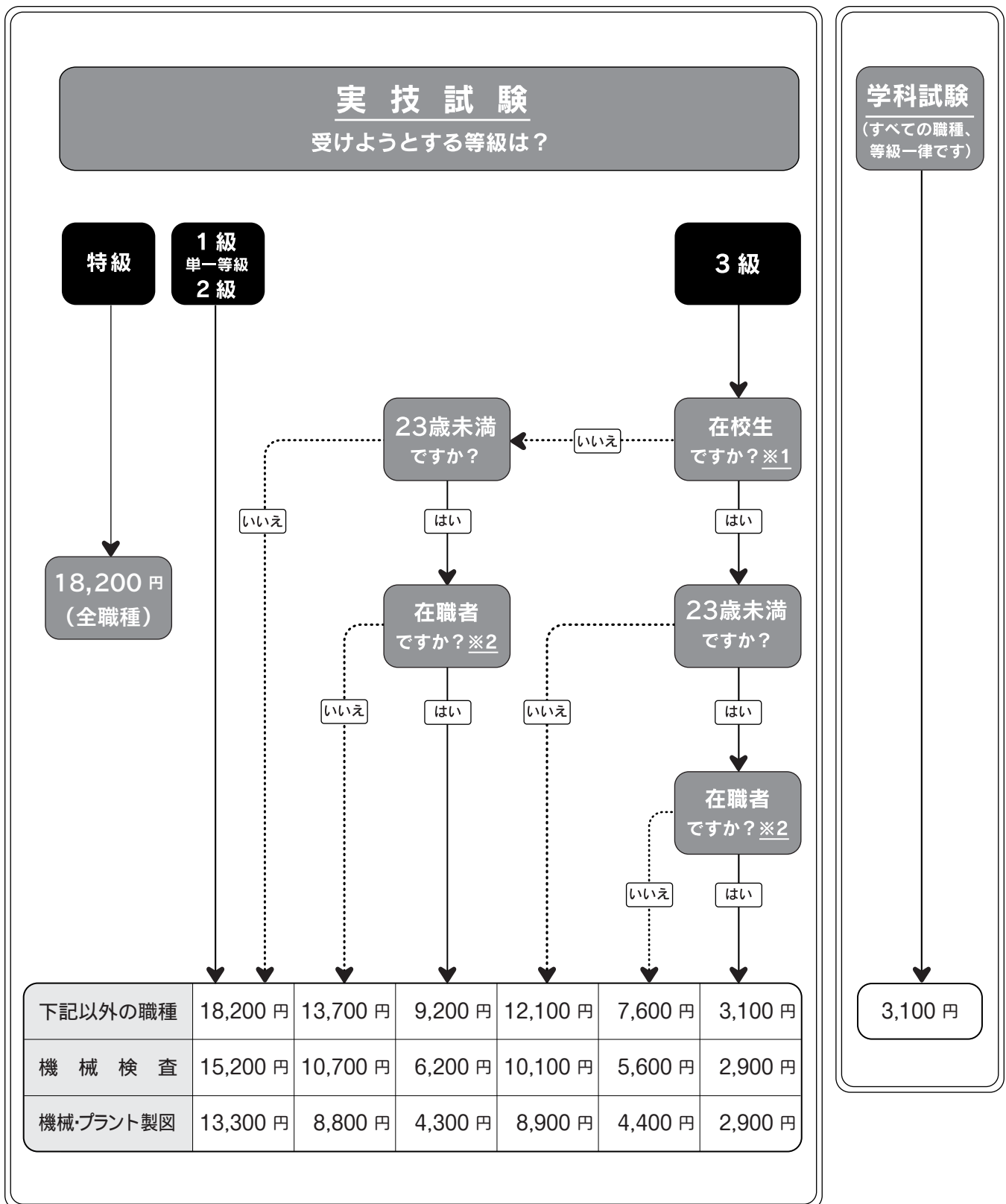
ウ 出入国管理および難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者以外の方

※ 上記の要件に該当し、**実技試験受検手数料の減免（減額）**を希望する方は、**実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である旨の事業主等の証明（記名および押印）を申請書裏面の証明欄を用いて受けてください。**

ただし、在校生等を除きます（フローチャート※1に該当する方）。

(2) フローチャート（受検手数料）

次のフローチャートを参照し、受検手数料をよく確認してください（受検手数料は非課税です。）。



※1 次のいずれかに該当する方

- (1) 公共職業能力開発施設 または 認定職業訓練施設の 訓練生
- (2) 大学、高等専門学校、高等学校 等の 在学生 または 在校生

※2 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者

- ・ 実技試験受検申請日において 雇用保険被保険者 である方

3 実施職種

(1) 特 級

職 種	実技試験日および学科試験日	職 種	実技試験日および学科試験日
鑄 造	令和9年1月31日(日)	半 導 体 製 品 製 造	令和9年1月31日(日)
金 属 熱 処 理		プ リ ン ト 配 線 板 製 造	
機 械 加 工		自 動 販 売 機 調 整	
非 接 触 除 去 加 工		光 学 機 器 製 造	
金 型 製 作		内 燃 機 関 組 立 て	
金 属 プ レ ス 加 工		空 気 圧 装 置 組 立 て	
工 場 板 金		油 圧 装 置 調 整	
め つ き		建 設 機 械 整 備	
仕 上 げ		婦 人 子 供 服 製 造	
機 械 検 査		紳 士 服 製 造	
ダ イ カ ス ト		プ ラ ス チ ッ ク 成 形	
電 子 機 器 組 立 て		パ ン 製 造	
電 気 機 器 組 立 て			

(2) 1 級および2 級

職 種	作 業	学科試験日			実技試験の統一実施日および内容
		1/24	1/31	2/7	
さ く 井	パーカッション式さく井工事		○		1月17日(日) 実技試験の全部
	ロータリー式さく井工事		○		1月17日(日) 実技試験の全部
工 場 板 金	機 械 板 金		○		
機 械 検 査	機 械 検 査	○			1月24日(日) 計画立案等作業試験
シ ー ケ ン ス 制 御	シ ー ケ ン ス 制 御	○			1月24日(日) 計画立案等作業試験
空 気 圧 装 置 組 立 て	空 気 圧 装 置 組 立 て			○	1月17日(日) 実技試験の全部
油 圧 装 置 調 整	油 圧 装 置 調 整		○		1月31日(日) 計画立案等作業試験
農 業 機 械 整 備	農 業 機 械 整 備		○		1月31日(日) 計画立案等作業試験
冷凍空気調和機器施工	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工		○		1月31日(日) 計画立案等作業試験
菓 子 製 造	和 菓 子 製 造			○	
建 築 大 工	大 工 工 事			○	
か わ ら ぶ き	か わ ら ぶ き			○	
配 管	建 築 配 管	○			1月24日(日) 計画立案等作業試験
型 枠 施 工	型 枠 工 事	○			1月24日(日) 1級のみ計画立案等作業試験
鉄 筋 施 工	鉄 筋 組 立 て			○	
コンクリート圧送施工	コ ン ク リ ー ト 圧 送 工 事			○	1月17日(日) 実技試験の全部

職 種	作 業	学科試験日			実技試験の統一実施日および内容
		1/24	1/31	2/7	
防 水 施 工	塩化ビニル系シート防水工事		○		
	改質アスファルトシート工法防水工事		○		
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事			○	
カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事		○		1月17日(日) 実技試験の全部
ガラス施工	ガラス工事	○			1月24日(日) 1級のみ計画立案等作業試験
機械・プラント製図	機械製図 C A D		○		1月24日(日) 製作等作業試験
塗 装	鋼 橋 塗 装			○	

(3) 単一等級

職 種	作 業	学科試験日			実技試験の統一実施日および内容
		—	1/31	—	
バルコニー施工	金属製バルコニー工事	—	○	—	1月17日(日) 実技試験の全部

(4) 3級

職 種	作 業	学科試験日			実技試験の統一実施日および内容
		1/24	1/31	2/7	
機械加工	普通旋盤			○	
機械検査	機械検査			○	
シーケンス制御	シーケンス制御	○			
家具製作	家具手加工		○		
プラスチック成形	射出成形			○	
建築大工	大工工事			○	
かわらぶき	かわらぶき			○	
配 管	建築配管	○			
鉄筋施工	鉄筋組立て			○	
機械・プラント製図	機械製図 C A D		○		1月24日(日) 製作等作業試験

(注) 学科試験、判断等試験、計画立案等作業試験の出題に当たって適用すべき法令、規格等について

令和8年度 後期 技能検定学科試験、実技試験（判断等試験および計画立案等作業試験）における関係法令、J I S等の各種規格等の記載に基づく出題については、原則として、令和8年4月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。ただし、職種（作業）ごとに、実作業の現場における状況等を勘案し、一般的に普及しているものに基づく場合もあります。

4 技能検定の受検資格一覧表

(単位:年)

受 検 対 象 者 (※1)		特 級	1 級		2 級		3 級	単一等級	
		受検に必要な実務経験年数							
		1 級 合格後	直接1級 を受検	2 級 合格後	3 級 合格後	直接2級 を受検	3 級 合格後	3 級 (※6)	単一等級
実務経験のみ		5	7	2	4	2	0	0 (※7)	3
専門高校卒業後 ※2 専修学校(大学入学資格付与課程に限る) 卒業後			6			0		0	1
短大・高専・高校専攻科卒業後 ※2 専門職大学前期課程修了後 専修学校(大学編入資格付与課程に限る) 卒業後			5			0		0	0
大学卒業後 (専門職大学前期課程修了者を除く)※2 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る) 卒業後			4			0		0	0
専修学校 ※3 または 各種学校卒業後 (厚生労働大臣が指定した ものに限る。)	800 h 以上		6			0		0 (※8)	1
	1600 h 以上		5			0		0 (※8)	1
	3200 h 以上		4			0		0 (※8)	0
短期課程の普通職業訓練 修了後 ※4※9	700 h 以上		6			0		0 (※5)	1
普通課程の普通職業訓練 修了後 ※4※9	2800 h 未満		5			0		0	1
	2800 h 以上		4			0		0	0
専門課程または特定専門課程の高度職業訓練修了後 ※4※9			3	1	2	0		0	0
応用課程または特定応用課程の高度職業訓練修了後 ※9			1		0	0		0	0
指導員養成課程の指導員養成訓練修了後 ※9			1		0	0		0	0
職 業 訓 練 指 導 員 免 許 取 得 後			1		—	—		—	0
高度養成課程の指導員養成訓練修了後 ※9			0		0	0		0	0

※1 職種に関する学科、訓練科または免許職種に限る。

※2 学校教育法による大学、短期大学または高等学校と同等以上と認められる外国の学校または他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。

※3 大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程および大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。

※4 職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程または特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練または専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。

また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練または職業転換課程の能力再開訓練（いずれも800時間以上のものに限る。）を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程または短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。

※5 総訓練時間が700時間未満のものを含む。

※6 3級の技能検定については、上記のほか、職種に関する学科に在学する者および職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者も受検できる。また、工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定された者も受検できる。なお、この場合は「3級の技能検定の受検資格付与に係る確認書」の提出が必要です。

※7 職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。

※8 当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。

※9 職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練または指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練または指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する。

5 技能検定の免除一覧表

(1) 技能検定関係（同一の職種に限る。）

対 象 者		技能検定の免除の範囲					備考
		特 級	1 級	2 級	3 級	単一等級	
特 級	実技試験のみ合格	実技の全部	—	—	—	—	※ 1
	学科試験のみ合格	学科の全部	—	—	—	—	※ 1
1 級	技能検定合格	—	学科の全部			—	
	実技試験のみ合格	—	実技の全部			—	※ 2
	学科試験のみ合格	—	学科の全部			—	※ 2
2 級	技能検定合格	—	—	学科の全部		—	
	実技試験のみ合格	—	—	実技の全部		—	※ 2
	学科試験のみ合格	—	—	学科の全部		—	※ 2
3 級	技能検定合格	—	—	—	学科の全部	—	
	実技試験のみ合格	—	—	—	実技の全部	—	※ 2
	学科試験のみ合格	—	—	—	学科の全部	—	※ 2
単一等級	技能検定合格	—	—	—	—	学科の全部	
	実技試験のみ合格	—	—	—	—	実技の全部	※ 2
	学科試験のみ合格	—	—	—	—	学科の全部	※ 2

※1：実技試験または学科試験に合格した日から5年間有効

※2：選択科目のある職種の場合には、同一の選択科目に限る。

(2) 職業能力開発行政関係（職種に関する訓練科または免許職種に限る。）

対 象 者			技能検定の免除の範囲				備考	
			特 級	1 級	2 級	3 級		単一等級
指導員試験合格または指導員免許取得			—	学科の全部			学科の全部	
応用課程または特定応用課程 の高度職業訓練における 技能照査合格	技能照査合格後	5 年	学科の全部			学科の全部	※ 3	
	実務経験年数	2 年	—	学科の全部			学科の全部	※ 3
			—	—	学科の全部		学科の全部	※ 3
専門課程または特定専門課程 の高度職業訓練における 技能照査合格	技能照査合格後	4 年	学科の全部			学科の全部	※ 3	
	実務経験年数	1 年	—	—	学科の全部		学科の全部	※ 3
				—	—	学科の全部		—
普通課程の普通職業訓練に おける技能照査合格	技能照査合格後 2 年 (2800 h 以上なら 1 年) の実務経験		—	—	学科の全部		学科の全部	※ 3
			—	—	学科の全部		—	※ 3
短期課程の普通職業訓練に ついて修了時試験合格かつ 修了	1 級技能士コース		—	学科の全部			—	※ 3
	2 級技能士コース		—	—	学科の全部		—	※ 3
	単一等級技能士コース		—	—	—	—	学科の全部	※ 3
中央技能検定委員 2 年以上			—	実技の全部および学科の全部			実技の全部 学科の全部	※ 1
都道府県技能検定委員 2 年以上			—	実技の全部			実技の全部	※ 1
技能五輪全国大会における技能証			—	実技の全部	—	—	実技の全部	
技能五輪地方大会における技能証			—	—	実技の全部		—	※ 2
全国障害者技能競技大会	実技部門の技能証		—	—	実技の全部		—	※ 2
	学科部門の技能証		—	—	学科の全部		—	※ 2

※1：選択科目のある職種の場合には、同一の選択科目に限る。

※2：有効期限を過ぎた技能証であっても有効（H16 厚労告 376 附則第 2 項および第 3 項）

※3：職業能力開発促進法第 92 条に規定する職業訓練に準ずる訓練における技能照査または修了時試験の合格者においても、技能照査または修了時試験に合格した職業訓練の訓練課程に応じて、試験を免除する。

(3) 他法令等関係

対 象 者		技能検定の免除の範囲					備考
		特 級	1 級	2 級	3 級	単一等級	
製菓衛生師法による製菓衛生師試験に合格した者		—	菓子製造職種に係る学科試験のうち食品一般および菓子一般			—	
建築士法による 1 級建築士試験もしくは 2 級建築士試験に合格した者または 1 級建築士もしくは 2 級建築士の免許を受けた者		—	建築大工職種およびブロック建築職種に係る学科試験の全部			枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	
建築士法による木造建築士試験に合格した者または木造建築士の免許を受けた者		—	建築大工職種に係る学科試験の全部			枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	
東京商工会議所が行う和裁に関する技能検定	1 級の技能検定	—	和裁職種に係る実技試験の全部			—	
	2 級の技能検定	—	—	和裁職種に係る実技試験の全部	—	—	

令和8年度(後期) 技能検定 実 技 試 験 問 題 の 概 要

内容等につきましては、今後、一部変更される場合もあります。

なお、試験時間について、「試験時間 ○時間○分」と記載されている場合は、試験開始から終了までの作業可能な時間を表しています。一方、「標準時間 ○時間○分 打ち切り時間 ○時間○分」と記載されている場合は、打ち切り時間まで作業可能ですが、標準時間を超過した時間数に応じて減点されます。

また、**免許又は技能講習** のマークがあるものは、試験当日、労働安全衛生法第 61 条第 1 項又は道路交通法第 84 条に基づく資格証等（例：ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証、自動車運転免許証）を携帯していなければ、原則として試験を受検することができない他、**特別教育** のマークがあるものは、試験当日、労働安全衛生法第 59 条第 3 項に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しを提示するか又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることを別途指定する様式により申告していただきます。

【 A 特級 】

以下の25職種について、次に掲げる計画立案等作業試験を行う。

計画立案等作業試験は、工程管理、作業管理、品質管理、原価管理、安全衛生管理、作業指導及び設備管理について行う。

試験時間 3時間

- A1. 鋳造
- A2. 金属熱処理
- A3. 機械加工
- A4. 非接触除去加工
- A5. 金型製作
- A6. 金属プレス加工
- A7. 工場板金
- A8. めっき
- A9. 仕上げ
- A10. 機械検査
- A11. ダイカスト
- A12. 電子機器組立て
- A13. 電気機器組立て
- A14. 半導体製品製造
- A15. プリント配線板製造
- A16. 自動販売機調整
- A17. 光学機器製造
- A18. 内燃機関組立て
- A19. 空気圧装置組立て
- A20. 油圧装置調整
- A21. 建設機械整備
- A22. 婦人子供服製造
- A23. 紳士服製造
- A24. プラスチック成形
- A25. パン製造

試験時間 20分

- (2) 計画立案等作業試験は、掘さく地質、使用機器の判定、揚水試験等について行う。

試験時間 1時間30分

2級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 判断等試験は、地層の鑑定及びコンダクタの管尻の止め位置の判定、ワイヤロープの耐力の判定、泥水及び充てん砂利の選定について行う。

試験時間 25分

- (2) 計画立案等作業試験は、掘さく地質、使用機器の判定、揚水試験等について行う。

試験時間 1時間30分

B2. さく井（ロータリー式さく井工事作業）

1級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 判断等試験は、泥水の比重等の測定、地層の鑑定及びコンダクタの管尻の止め位置の判定、泥水及び充てん砂利の選定について行う。

試験時間 24分

- (2) 計画立案等作業試験は、掘さく地質、使用機器の判定、揚水試験等について行う。

試験時間 1時間30分

2級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 判断等試験は、泥水の比重等の測定、地層の鑑定及びコンダクタの管尻の止め位置の判定、泥水及び充てん砂利の選定について行う。

試験時間 30分

- (2) 計画立案等作業試験は、掘さく地質、使用機器の判定、揚水試験等について行う。

試験時間 1時間30分

B6. 工場板金（機械板金作業） **特別教育**

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

シャー及びプレスブレーキの板金加工用機械、スポット溶接機、板金加工用工具等を使用し、冷間圧延鋼板（SPCC 厚さ1.2mm）を加工して、組合わせ可能な段差のあるC形の製品（ボディ及びカバー）を製作する。

標準時間 60分 打ち切り時間 70分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

シャー及びプレスブレーキの板金加工用機械、スポット溶接機、板金加工用工具等を使用し、冷間圧延鋼板（SPCC 厚さ1.2mm）を加工して、組合わせ可能なC形の製品（ボディ及

【 B 1・2級 】

B1. さく井（パーカッション式さく井工事作業）

1級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 判断等試験は、地層の鑑定及びコンダクタの管尻の止め位置の判定、ワイヤロープの耐力の判定、泥水及び充てん砂利の選定について行う。

びカパー)を製作する。

標準時間 45分 打ち切り時間 55分

(注) 1、2級とも、動力プレス機械の金型の取付け等の作業に関し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示、又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要する。

B11. 機械検査(機械検査作業) 特別教育

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験

①外側マイクロメータ、ノギス、ハイトゲージ及びシリンダゲージを用いた部品の寸法測定(26箇所)を行う。

試験時間 13分

②歯厚マイクロメータを用いた歯車のまたぎ歯厚測定を行う。

試験時間 5分

③三針法によるねじプラグゲージの有効径測定を行う。

試験時間 3分

④外側マイクロメータの性能判定(ブロックゲージによる指示誤差(器差)及び平行度測定)を行う。

試験時間 8分

(2) 計画立案等作業試験は、高度な精密測定の際の段取り方法、測定方法及び計算式について記述式等で行う問題と品質管理の問題により行う。

試験時間 2時間

2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験

①外側マイクロメータ、ノギス、ハイトゲージ及びシリンダゲージを用いた部品の寸法測定(21箇所)を行う。

試験時間 11分

②歯厚マイクロメータを用いた歯車のまたぎ歯厚測定を行う。

試験時間 5分

③三針法によるねじプラグゲージの有効径測定を行う。

試験時間 3分

④外側マイクロメータの指示誤差(器差)測定(ブロックゲージ使用)を行う。

試験時間 6分

(2) 計画立案等作業試験は、精密測定の際の段取り方法、測定方法及び計算式について記述式等で行う問題と品質管理の問題により行う。

試験時間 1時間45分

B12. シーケンス制御(シーケンス制御作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験は、指示された仕様に基づいて配線作業を行い、回路を完成させた後、プログラマブルコントローラ(PLC)にプログラムを入力し作動させる。

標準時間 2時間10分 打ち切り時間 2時間30分

(2) 計画立案等作業試験は、プログラマブルコントローラ(PLC)のプログラミングとシステム設計に関することについて行う。

試験時間 1時間

2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験は、指示された仕様に基づいて配線作業を行い、回路を完成させた後、プログラマブルコントローラ(PLC)にプログラムを入力し作動させる。

標準時間 2時間 打ち切り時間 2時間20分

(2) 計画立案等作業試験は、プログラマブルコントローラ(PLC)のプログラミングとシステム設計に関することについて行う。

試験時間 1時間

B22. 空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)

1級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 判断等試験は、空気圧回路図の判定、検出器(センサ)の判定、空気圧アクチュエータの判定等について行う。

試験時間 45分

(2) 計画立案等作業試験は、空気圧回路図の読図、装置の調整及び保守点検方法、空気圧装置に関する計算等について行う。

試験時間 2時間

2級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 判断等試験は、検出器(センサ)の判定、電磁弁の判定、空気圧機器の判定等について行う。

試験時間 45分

(2) 計画立案等作業試験は、簡単な空気圧回路図の読図、装置の調整及び保守点検方法、空気圧装置に関する計算等について行う。

試験時間 2時間

B23. 油圧装置調整(油圧装置調整作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験は、油圧装置(ベースにブラケット2個)の据付け(心出し)を行う。

標準時間 1時間 打ち切り時間 1時間20分

(2) 計画立案等作業試験は、油圧回路図の読図及び作成、油圧装置の運転調整及び故障発見、油圧機器の機能等について行う。

試験時間 2時間

2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験は、油圧装置(ベースにブラケット1個)の据付け(心出し)を行う。

標準時間 1時間 打ち切り時間 1時間20分

(2) 計画立案等作業試験は、油圧回路図の読図及び作成、油圧装置の運転調整及び故障発見、油圧機器の機能等について行う。

試験時間 2時間

B25. 農業機械整備(農業機械整備作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験は、電気回路の不良箇所の判定、トラクタの不良箇所の整備、電気回路の配線、傾斜検出センサによる出力電圧の測定、トラクタのバッテリー電圧・充電電圧の測定及びトラクタの点検について行う。

試験時間 50分

(2) 計画立案等作業試験は、トラクタ、コンバイン、乾燥機等に関し、予防・保守整備、工数見積り及び溶接等の基礎技能について行う。また、乾燥機及びコンバインに関し、故障箇所の発見、故障箇所の整備、点検・調整及び機能の確認について行う。

試験時間 1時間

2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験は、電気回路の不良箇所の判定、電磁バルブの整備、電気回路の配線、インジェクションノズルの噴射圧力の調整、可変抵抗器の回転角度による抵抗測定、導線の導通テスト及び抵抗測定、トラクタの点検について行う。

試験時間 1時間5分

(2) 計画立案等作業試験は、トラクタ、コンバイン、乾燥機等に関し、予防・保守整備及び溶接等の基礎技能について行う。また、乾燥機及びコンバインに関し、故障箇所の発見、故障箇所の整備、点検・調整及び機能の確認について行う。

試験時間 1時間

B26. 冷凍空調機器施工（冷凍空調機器施工作業）

免許又は技能講習

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 製作等作業試験は、銅管及び継手を使用して、フレア加工、曲げ加工、ろう付け等により立体的な冷凍空調設備の配管作業及び気密試験を行う。

標準時間 1時間30分 打ち切り時間 2時間

- (2) 計画立案等作業試験は、冷凍空調機器の機能、構造及び故障の発見等について行う。

試験時間 1時間30分

2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 製作等作業試験は、銅管及び継手を使用して、フレア加工、曲げ加工、ろう付け等により平面的な冷凍空調設備の配管作業及び気密試験を行う。

標準時間 1時間30分 打ち切り時間 2時間

- (2) 計画立案等作業試験は、冷凍空調機器の機能、構造及び故障の発見等について行う。

試験時間 1時間30分

(注) 製作等作業試験については、1、2級とも、労働安全衛生法に基づくガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面の携帯を要する。

B40. 菓子製造（和菓子製造作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- 作業1 織部模様の薯蕷饅頭5個を製造する。
作業2 練り切り製品（はさみ菊）1個を仕上げる。
作業3 羊かんの紋様埋め込み加工・餡すり込み加工及び扇形羊かんの包丁加工仕上げをする。

標準時間 3時間 打ち切り時間 3時間30分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- 作業1 小麦饅頭5個を製造する。
作業2 練り切り製品（斜めへら返し切り菊）4個を仕上げる。
作業3 どちら焼きの皮10枚を製造する。

標準時間 1時間30分 打ち切り時間 1時間45分

B43. 建築大工（大工工事作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

隅木小屋組の平面図、隅木小屋組のひよどり栓さし隅木及び配付たる木の現寸展開図を作成し、木ごしらえ及び墨付けをした後、加工組立てを行う。

標準時間 4時間50分 打ち切り時間 5時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

屋根筋かいを用いた小屋組の平面図、振たる木、屋根筋かいの現寸展開図及び基本図を作成し、木ごしらえ及び墨付けをした後、加工組立てを行う。

標準時間 3時間30分 打ち切り時間 3時間45分

B44. かわらぶき（かわらぶき作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

屋根下地に、引掛け棧葺きにより瓦葺き作業を行う。
なお、軒先には、一文字軒瓦を使用する。

標準時間 4時間 打ち切り時間 4時間30分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

屋根下地に、引掛け棧葺きにより瓦葺き作業を行う。
なお、軒先には、万十軒瓦を使用する。

標準時間 4時間 打ち切り時間 4時間30分

B45. 配管（建築配管作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 製作等作業試験は、給水配管図に従い、エルボ、T(チーズ)等の管継手を使用して配管用炭素鋼鋼管、水道用硬質ポリ塩化ビニル管及び銅管の組立てを行う。

標準時間 3時間30分 打ち切り時間 3時間50分

- (2) 計画立案等作業試験は、配管図から材料を拾い出して、材料表を作成する。

試験時間 2時間

2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 製作等作業試験は、給水配管図に従い、エルボ、T(チーズ)等の管継手を使用して配管用炭素鋼鋼管、水道用硬質ポリ塩化ビニル管及び銅管の組立てを行う。

標準時間 2時間30分 打ち切り時間 2時間50分

- (2) 計画立案等作業試験は、配管図から材料を拾い出して、材料表を作成する。

試験時間 2時間

B48. 型枠施工（型枠工事作業）

免許又は技能講習（鋼管課題の場合）

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 製作等作業試験は、型起こし台（合板パネル）上に、基礎型枠の下ごしらえ及び組立てを行う。

標準時間 4時間40分 打ち切り時間 5時間

- (2) 計画立案等作業試験は、躯体図及び仕様等に従い、型枠加工図（下ごしらえ図）に必要な寸法、パイプサポートの位置等を記入する。

試験時間 2時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

型起こし台（合板パネル）上に、基礎型枠の下ごしらえ及び組立てを行う。

標準時間 4時間 打ち切り時間 4時間20分

B50. 鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

曲げ加工した鉄筋を使用し、図面及び仕様等に従い、基礎、柱及びはりの取合部の鉄筋の組立てを行う。

標準時間 1時間40分 打ち切り時間 2時間10分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

曲げ加工した鉄筋を使用し、図面及び仕様等に従い、基礎、柱及びはりの取合部の鉄筋の組立てを行う。

標準時間 1時間20分 打ち切り時間 1時間40分

B51. コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

1級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 判断等試験は、写真、イラスト等を利用して、コンクリートポンプに関する設問、工事の計画と実施に関する設問、コンクリートの性質に関する設問等について行う。

試験時間 50分

- (2) 計画立案等作業試験は、コンクリートポンプの性能と圧送計画、コンクリートの圧送条件・計画、コンクリートの品質、配管計画及び作業等について行う。

試験時間 2時間

2級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 判断等試験は、写真、イラスト等を利用して、コンクリートポンプに関する設問、工事の計画と実施に関する設問、コンクリートの性質に関する設問等について行う。

試験時間 50分

- (2) 計画立案等作業試験は、コンクリートの性質、スクイズ式コンクリートポンプの構造、コンクリートポンプ車の点検・検査、コンクリートの圧送条件・計画等について行う。

試験時間 2時間

B54. 防水施工（塩化ビニルシート防水工事業業）

1 級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

試験台の平場、立上り及び貫通配管回りの各部に接着工法及び機械的固定工法による塩化ビニルシート防水工事業業を行う。

標準時間 1時間50分 打ち切り時間 2時間20分

2 級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

試験台の平場及び立上りの各部に接着工法及び機械的固定工法による塩化ビニルシート防水工事業業を行う。

標準時間 1時間50分 打ち切り時間 2時間20分

B55. 防水施工（改質アスファルトシートトーチ工法防水工事業業）

1 級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

試験台の平場、立上り及び貫通配管回りの各部に改質アスファルトシートトーチ工法防水工事業業を行う。

標準時間 2時間 打ち切り時間 2時間30分

2 級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

試験台の平場及び立上りの各部に改質アスファルトシートトーチ工法防水工事業業を行う。

標準時間 2時間 打ち切り時間 2時間30分

B56. 樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事業業）

1 級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- (1) 建築物外壁を想定した試験架台に、浮き部の穿孔及びエポキシ樹脂の注入作業、ひび割れ部の自動式低圧注入作業、ひび割れ部のUカットシール材充填作業並びに欠損部の補修作業を行う。

標準時間 1時間40分 打ち切り時間 2時間

- (2) 建築物外壁を想定した試験架台のタイル浮き調査（打診検査）を行う。

標準時間 3分 打ち切り時間 5分

2 級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

建築物外壁を想定した試験架台に、浮き部の穿孔及びエポキシ樹脂の注入作業、ひび割れ部の自動式低圧注入作業並びにひび割れ部のUカットシール材充填作業を行う。

標準時間 1時間10分 打ち切り時間 1時間30分

B57. カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事業業）

1 級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 判断等試験は、写真、図面、実物材料等により、ファスナー取付けの判定、吊込み方法等の判定、カーテンウォール断面の判定、あと施工アンカーの判定、先付けアンカー納まりの判定、各部納まりの判定、取付け墨の判定等について行う。

試験時間 27分

- (2) 計画立案等作業試験は、図面によりカーテンウォールの施工手順、施工方法、人員計画等について行う。

試験時間 2時間

2 級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 判断等試験は、写真、図面、実物材料等により、ファスナー取付けの判定、カーテンウォール断面の判定、あと施工アンカーの判定、先付けアンカー納まりの判定、各部納まりの判定、吊込み方法等の判定等について行う。

試験時間 18分

- (2) 計画立案等作業試験は、図面によりカーテンウォールの施工手順、施工方法、人員計画等について行う。

試験時間 2時間

B59. ガラス施工（ガラス工事業業）

1 級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 製作等作業試験は、与えられた試験台、図面等に基づいて、

アルミサッシの組立て・取付け作業、板ガラスの切断・加工作業、板ガラスの方立工法・弾性シーリング工法・グレイジングガスケット工法による板ガラスの取付け作業、建築窓ガラス用フィルムの貼付け作業、鏡を想定したガラスの原寸図の製図・切断・加工・貼付け作業を行う。

標準時間 2時間50分 打ち切り時間 3時間10分

- (2) 計画立案等作業試験は、立面図や建具詳細図等に基づき、ガラスの適正な寸法とガラス工事に必要な費用の算出等について行う。

試験時間 1時間45分

2 級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

与えられた試験台、図面等に基づいて、アルミサッシの組立て・取付け作業、板ガラスの切断・加工作業、板ガラスの方立工法・弾性シーリング工法・グレイジングガスケット工法による板ガラスの取付け作業、建築窓ガラス用フィルムの貼付け作業を行う。

標準時間 2時間20分 打ち切り時間 2時間40分

B61. 機械・プラント製図（機械製図C A D作業）

1 級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

実技試験問題（計算問題を含む）及び課題図（機械装置を組み立てた状態の図面）から、指定された部品図をCADにより作成する。

試験時間 5時間

2 級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

実技試験問題及び課題図（機械装置を組み立てた状態の図面）から、指定された部品図をCADにより作成する。

試験時間 4時間

B65. 塗装（鋼橋塗装作業）

1 級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- (1) 電動工具及び手工具による旧塗膜除去作業
(2) 塗料の調合作業
(3) 旧塗膜を除去した面の塗装作業
(4) 塗膜厚測定作業

試験時間 1時間

2 級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- (1) 電動工具及び手工具による旧塗膜除去作業
(2) 塗料の調合作業
(3) 旧塗膜を除去した面の塗装作業

試験時間 50分

【 C 単一等級 】

C4. バルコニー施工（金属製バルコニー工事業業）

単一等級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 判断等試験は、図面、実物材料の写真等により、基礎材料の選定、取付け部材・部品の選定、バルコニーに関連する施工手順に対応する施工写真と作業内容の判定等について行う。

試験時間 36分

- (2) 計画立案等作業試験は、バルコニー部材の確認、取付け寸法の算定、基礎材料の積算等について行う。

試験時間 1時間20分

【 D 3級 】

D2. 機械加工（普通旋盤作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

普通旋盤（センチ間の最大距離が500～1500mm程度のもの）を使用し、φ60×115mm程度の S45Cの材料1個及びφ60×55mm（φ25mmの穴のあいたもの）程度の S45Cの材料1個に、内外径削り、テーパ削り等の切削加工を行い、はめ合わせのできる部品を2個製作する。

なお、使用するバイトの品種は、超硬、ハイス、その他のものでもよい。

標準時間 2時間 打ち切り時間 2時間30分

D3. 機械検査（機械検査作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

作業1 外側マイクロメータ、ノギス及びシリンダゲージを用いた部品の寸法測定（16箇所）を行う。

試験時間 16分

作業2 三針法によるねじプラグゲージの有効径を測定する。

試験時間 8分

作業3 外側マイクロメータの指示誤差（器差）測定（ブロックゲージ使用）を行う。

試験時間 10分

D6. シーケンス制御（シーケンス制御作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

指示された仕様に基づいて配線作業を行い、回路を完成させた後、プログラマブルコントローラ（PLC）にプログラムを入力し作動させる。

標準時間 1時間35分 打ち切り時間 1時間55分

D12. 家具製作（家具手加工作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

製作図に基づき、手工具を使用して各種仕口工作を行い、わく状の課題を製作する。

標準時間 2時間30分 打ち切り時間 3時間

D13. プラスチック成形（射出成形作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

準備された金型を成形機に取り付け、型締め調整等成形関連作業操作と支給された成形品1個について判別作業及び寸法測定を行う。

標準時間 45分 打ち切り時間 1時間

D14. 建築大工（大工工事作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

仕様に従い、柱、桁、はり、棟木、隅木及び平たる木の加工組立てを行い、寄棟小屋組の一部を製作する。

標準時間 2時間45分 打ち切り時間 3時間

D15. かわらぶき（かわらぶき作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

屋根下地に、F形粘土がわらを使用した瓦葺き作業を行う。

標準時間 2時間40分 打ち切り時間 3時間

D16. 配管（建築配管作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

給水配管図に従い、エルボ、T（チーズ）等の管継手を使用して配管用炭素鋼鋼管及び水道用硬質ポリ塩化ビニル管の組立てを行う。

(1) 作業1（配管用炭素鋼鋼管の切断・ねじ切り加工作業）

配管用炭素鋼鋼管の切断・ねじ切り加工作業を行う。

標準時間 15分 打ち切り時間 20分

(2) 作業2（配管用炭素鋼鋼管及び水道用硬質ポリ塩化ビニル管の組立作業等）

エルボ、T（チーズ）等の管継手を使用して配管用炭素鋼鋼管及び水道用硬質ポリ塩化ビニル管の組立てを行う。

標準時間 1時間45分 打ち切り時間 2時間

D19. 鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

曲げ加工した鉄筋を使用し、図面及び仕様に従い、基礎、柱及びはりの取合部の鉄筋の組立てを行う。

標準時間 1時間30分 打ち切り時間 1時間50分

D23. 機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

実技試験問題及び課題図（機械装置を組み立てた状態の図面）から、指定された部品図をCADにより作成する。

試験時間 3時間

技能検定試験において免許、特別教育等が必要な職種（作業）一覧 （令和8年度後期実施分）

No.	職種（作業）名	等級	該当内容	試験当日の対応
B6	工場板金（機械板金作業）	1級 2級	動力プレスの金型取付け等	動力プレス機械の金型の取付け等の作業に関する特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
B26	冷凍空調機器施工（冷凍空調機器施工作業）	1級 2級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等の資格証等の確認

※ 各内容につきましては、従前のものから変更はありません。

また、冷凍空調機器施工（冷凍空調機器施工作業）の実技試験を受検される方につきましては、受検申請時にガス溶接技能講習修了証等の資格証等の写しを添付してください。

〈記入例〉

学科試験免除の場合(表面)

技能検定受検申請書

技能検定を受けたいので申請します。

本人確認書類として、以下のいずれかの書類の写し等を必ず添付してください。

- 運転免許証、個人番号カード
(個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。)
その他の日本の官公庁が発行した身分証明書
(氏名および生年月日が確認できるものに限る。)
- 特別永住者証明書、在留カード
- 健康保険資格証明書
- 生後手帳、学生証(氏名および生年月日が確認できるものに限る。)
- 外国政府が発行した通称(等身写真および日本国滞在記録)

※ 添付する書類の「○」欄にチェックを入れてください。

福井県知事様 ○○年○○月○○日 氏名 福井 太郎

職種名	造園	受験番号	※ 91000003
作業名	造園工事 作業	住所	〒91000003 福井市松本3丁目16-10
等級区分	2 級	氏名	福井 太郎
氏名	福井 太郎	国籍	日本
生年月日	昭和○○年○○月○○日	※ 協会記入欄	
年齢および性別	○○歳 ○ヶ月 ○日 ○性	受検料減免措置の適用の有無	☐ 有 ☐ 無
学 校 名	○○高等学校 普通科	所在地	○○市○○町○○
学 歴	○○年○○月○○日卒業	在学期間	○○年○○月○○日～○○年○○月○○日
訓練施設名	○○職業訓練校 造園科	所在地	○○市○○町○○
訓練期間	○○年○○月○○日～○○年○○月○○日	修了・退校の別	修了
職業	○○造園(株)	地位職名	○○○○
在職期間	○○年○○月○○日～○○年○○月○○日	職務内容	造園工事

1, 2, 3級技能検定合格事項(裏面の記入上の注意の(8)を参照)

等級・職種名(作業名)	3級 造園	合格年月日および番号	○○年○○月○○日 00-3-662-18-0000
試験区分	実技試験	試験の免除を受ける資格に関する試験・検定・免許等	合格証書または免許証等の交付年月日および番号
試験免除	学科試験	2級 造園(造園工事)実技試験合格	00年○○月○○日 00-3-662-18-0000

確認事項

ガス溶接作業主任者免許証 ☐ 有 ☐ 無

ガス溶接技能講習修了証 ☐ 有 ☐ 無

取得年月日 第 年 月 日 第 番 号

その他 個人情報 本申請書に記入した個人情報、技能検定関係職種組合、関係事業所等に必要範囲で提供し、利用することに同意します。

※ 必ず、いずれかに○をしてください。

実技試験写真票

(注) 実技試験を受検しない方は写真および記入は不要です。

職種名	造園
作業名	造園工事 作業
等級区分	2 級
氏名	福井 太郎
事業所名	○○造園(株)

該当する記号を○で囲んでください。

受験区分	A 実技・学科とも受検
受験区分	A 乙 学科のみ受検(免除なし)
受験区分	A 丙 実技のみ受検(免除なし)
受験区分	B 学科受検(実技免除)
受験区分	C 実技受検(学科免除)
受験区分	D 実技・学科とも免除

手数料取納

※ 実技試験 取納済印

金額 円

年 月 日

福井県職業能力開発協会

福井 太郎 様

(注) 1 領収書(控)・領収書にそれぞれ等級、職種名、作業名、合計金額および申請者の氏名を記入してください。

学科試験写真票

(注) 学科試験を受検しない方は写真および記入は不要です。

職種名	造園
作業名	造園工事 作業
等級区分	2 級
氏名	福井 太郎
事業所名	○○造園(株)

該当する記号を○で囲んでください。

受験区分	A 実技・学科とも受検
受験区分	A 乙 学科のみ受検(免除なし)
受験区分	A 丙 実技のみ受検(免除なし)
受験区分	B 学科受検(実技免除)
受験区分	C 実技受検(学科免除)
受験区分	D 実技・学科とも免除

手数料取納

※ 学科試験 取納済印

金額 円

年 月 日

福井県職業能力開発協会

福井 太郎 様

(注) 1 領収書(控)・領収書にそれぞれ等級、職種名、作業名、合計金額および申請者の氏名を記入してください。

領 取 書 (控)

金額 円

但し 技能検定(学科)試験受検料

☐ 実技試験受検料減免対象

年 月 日

福井県職業能力開発協会

福井 太郎 様

(注) 1 領収書(控)・領収書にそれぞれ等級、職種名、作業名、合計金額および申請者の氏名を記入してください。

受検手数料減免措置を受ける場合(裏面)

1 記入上の注意

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 記入には、すべてボールペンを用い、かき書きで、ていねいに書くこと。特に氏名は、略字や俗字を用いないで、正確に記入すること。
- 数字は、算用数字を用いること。
- 職種名・作業名の欄には、受検を希望するものを記入すること。
- 生年月日、年齢および性別の欄の性別は、該当するものを○印で囲むこと。
- 学歴(最終のもの)、訓練歴および職業(現在のもの)の欄には、受検資格の基礎となるこれらの経歴を順に記入し、書ききれないときは、適当な補助紙をつけること。また、通算の実務経験年数が受検に必要な年数を満たすまで記入すること。
- 職業の欄の職務内容には、従事していた作業をできるだけ具体的に記入すること。
- 1, 2, 3級技能検定合格事項欄には、① 特級技能検定の申請者は、必ず、1級の合格事項を記入すること。② 1級の申請者は、2級に合格している場合、2級の合格事項を記入すること。③ 2級の申請者は、3級に合格している場合、3級の合格事項を記入すること。また、①、②、③において技能検定合格証書の写しを添付すること。
- 試験の免除の欄には、実技試験または学科試験の全部または一部の免除を受けようとするとき、該当するものを○で囲み、試験の免除を受ける資格に関する試験、検定、免許等の名称および合格または免許等を受けた年月日を記入し、免除資格を証する書類の写しを添付すること。

※ 記入した事項に不正があったときは、合格を取り消す場合がある。

2 雇用保険への加入状況にかかる証明欄

(3級のみ)

証 明 欄

この受検申請者は、当事業所の在籍者であり、受検申請日において雇用保険に加入している(被保険者である)ことを証明いたします。

事業所名 ○○造園株式会社

事業所所在地 ○○市○○町○○

事業主名、または雇用保険取扱責任者 福井 一郎

(注) 押印のないものは無効となります。

お問い合わせは……

福井県産業労働部労働政策課

〒910-0005 福井市大手3丁目17-1(4F)
TEL (0776) 20-0388
FAX (0776) 20-0648

福井県職業能力開発協会

〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号
(福井県職員会館ビル4F)
TEL (0776) 27-6360
FAX (0776) 27-2060

所 在 地